

働く

吃音と仕事両立 「理解して」

労災確定 自殺の男性看護師遺族

滑らかに言葉が出ない吃音と仕事の両立に悩み自殺した新人看護師の男性(当時34)の労災を認める札幌地裁判決が10月20日、確定した。被告の国が控訴しなかったため、男性の世界から7年を経ての決着となった。小樽市内の遺族は「長く苦しい戦いだった。多くの人に支えられ息子の無念を和らげられた」と支援に感謝しつつ「職場に悩んでいる人がいるなら、周囲には少しの優しさを求めたい」と願っている。

(編集委員 町田誠)

判決によると、男性は2013年4月、札幌市東区の病院に3カ月の試用期間付きで就職。吃音で患者から「何を言ってるか分からない」と苦情を受け、上司から説明の練習を複数回させられた。その後、上司に患者との意思疎通の課題を指摘されて試用期間が1カ月延び、精神障害を発症し同年7月に自殺した。男性の父親は札幌東労働基準監督署に遺族補償などの給付を求めたが、労災と認められなかった。判決は上司の指摘と試用期間延長について「課題を改善しないと仕事を続けられないとの不安を与えた」と認定。患者からの苦情と説明練習が重なり、男性が強い心理的負担を受けて自殺したとした。一方、説明練習の負担は弱く、吃音当事者への不当な対応だとした父親側の主張は「職務上必要な指導の範囲」として退けた。

「長く苦しい戦い 支援に感謝」



当時の管理職から誘われたためだった。ただ、その管理職は男性が働き始める前に病院を辞めた。母親は「息子は『頼れる上司がいてくれる』と思って就職したのに」と残念がる。勝訴確定を受け、父親は「職場で障害のある人を煙たがる傾向があると感じ

る。少しでも手助けしてくるようになるれば」。母親は「障害のある人も健常者も悩んでいる人はいると思うが『死を選んではいけない』と声を大にして言いたい。遺族は言葉を失うほど打ちひしがれる。(職場に)話を聞いてくれる人がいると思えば、それだけで救われるはず。吃音についても

多くの人に知ってほしい」と望んだ。父親の弁護士は「吃音特有の悩みを抱えていたとしても、本人が労働者であったことに変わりはない。業務による強い心理的負担を受け精神障害を発病したのなら労災認定されるべきで、裁判所からは適切な結論を得られた」としている。この訴訟を巡っては、吃音者らの自助グループの北海道言友会や、NPO法人働く人びとのいのちと健康をまもる北海道センターなどが遺族を支援した。

北海道言友会の南孝輔会長(67)は「男性の仕事の悩みに通底していたのは吃音。判決で総合的に労災が認められ『吃音があっても働き続けていいんだ』と受け止めた」とした上で「職場では上司が障害のある人に『どんなふうに働きたい?』『どうすれば能力を発揮できる?』と尋ね、コミュニケーションをとる必要がある」と指摘する。札幌東労働基準署は控訴しなかった理由を「男性の世界から年数がたち、新たな証言を集めて裁判所の事実認定を覆すのは難しいと判断した」と説明している。